

## 定額減税補足給付金（不足額給付）

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付）（以下「当初調整給付」という）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

### 給付対象者

**対象1** 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた人

**対象2** 次の要件をすべて満たす人（例：青色事業専従者や事業専従者（白色）の人、合計所得金額48万円超の人）

- 所得税および個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（本人として、定額減税の対象外であること）
- 税制度上、「扶養親族」対象外（扶養親族等として、定額減税の対象外であること）
- 低所得世帯向け給付（令和5年度非課税給付等、令和6年度非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

### 支給額

#### 対象1

① 所得税分…定額減税可能額（3万円×減税対象人数）が令和6年分所得税額を上回る額

② 住民税分…定額減税可能額（1万円×減税対象人数）が令和6年分住民税所得割額を上回る額

①+②の合算額を1万円で切り上げて算定した額 - 当初調整給付額（万単位）

※減税対象人数とは、納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族（16歳未満を含む）の人数です。なお、国外居住者は除く

**対象2** 原則4万円（定額）

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

**申請方法** 対象となる人へは、市から本人宛に案内を送付する予定です。

**申請期限** 10月31日（金）（必着）

**給付（振込）時期** 確認書等を受け付けてから、記載の振込口座に約3週間で振り込む予定です。

※確認書等の返送が集中する時期は、それ以上かかる場合もあります。なお、確認書等に不備などがあった場合は、確認が取れるまで振込できませんので、注意してください。

**問合先** 泉佐野市定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター（☎463-2181）午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日除く）

※詳しくは、市ホームページ（ID:15725）をご覧ください。

### 給付金の給付を装った特殊詐欺などに注意してください！

● 給付金に関して、ATMの操作などをお願いすることはありません。

● 給付金の給付のため、手数料の振込を求めることはありません。

● 給付金に関して、メールを送信し、URLをクリックして申請手続きを求めることはありません。

※給付金をかたった不審な電話などがあった場合は、警察署または警察相談専用電話（#9110）へ連絡してください。

## 若年者世帯および子育て世帯 空き家活用定住支援事業

空き家となる可能性が高い住宅、または空き家住宅を取得し、市外転入または市内の賃貸住宅から転居した若年者世帯および子育て世帯に対して、住宅の取得に要した費用の一部を助成します。

### 補助対象

● 若年者世帯（申請者と配偶者が婚姻し、補助対象住宅に同居しており、令和6年3月1日時点でいずれかの満年齢が39歳以下の世帯）、または子育て世帯（令和6年3月1日時点で満年齢が18歳未満の子を有し、かつ、同居している世帯）であること

● 申請者、または申請者および配偶者等が住宅およびその住宅の存する土地を購入した世帯であること

● 市外より転入の場合、（転入前に1年以上継続して）市外、または賃貸住宅

に居住していた世帯

● 市内で転居の場合、転居前に賃貸住宅に1年以上継続して居住していた世帯

● 世帯員全員が暴力団または暴力団員、もしくは暴力団密接関係者でないこと

● 未成年者を除く世帯員全員が市税を滞納していないこと

**補助金額** 補助住宅の購入に要した費用の1/2または200万円のいずれか少ない額を補助

**問合先** 都市計画課（☎447-8124）

※詳しくは問い合わせてください。

